

さいたま市ひとり親家庭学士等取得支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、母子家庭の母又は父子家庭の父（以下、「ひとり親家庭の親」という。）に対して、より良い条件での就業や転職のため、ひとり親家庭の親が高度な知識や実践的スキルを獲得し、働きながら学士等の学位を取得できるよう、大学授業料等の一部を助成し、キャリアアップを支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している女子をいう。
- (2) 父子家庭の父 法第6条第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している男子をいう。
- (3) 児童 法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている20歳に満たない者をいう。

(学士等取得支援給付金)

第3条 この要綱により支給する学士等取得支援給付金（以下、「本給付金」という。）は、対象者が大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（同法第103条に規定する大学を除く。）をいう。以下同じ。）の課程を修了した際に支給する給付金をいい、「学士等の学位」とは、同法に規定する学士又は短期大学士をいう。

(対象者)

第4条 本事業の支給対象者は、次の受給要件の全てを満たす者とする。

- (1) 対象課程の指定申請及び支給申請時に本市に居住し、ひとり親家庭の親であること。
- (2) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
- (3) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、学士等の学位を取得することがキャリアアップに必要であると認められる者であること。
- (4) 既に学士、短期大学士、修士又は博士の学位を取得していない者であること。
- (5) 令和8年4月1日以後に対象課程に入学した者であること。同日前から当該課程に在籍していた者は対象としない。
- (6) 過去に、本給付金を受給していない者であること。

(対象課程)

第5条 本事業の対象課程は、大学の課程（夜間及び通信の課程を含み、専門資格の取得を目的とする課程を除く。）とし、市長が適当と認めたものとする。ただし、大学に在籍して高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の支給対象となる場合や雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練、特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給対象となる場合は、本給付金の対象としない。

(支給額等)

第6条 本給付金の支給額は、支給対象者が対象課程の修学のために支払った費用（入学金及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数（最大4年）に40万円

を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に 40 万円を乗じて得た額（最大 160 万円）とする。

（事前相談等）

第 7 条 本給付金の支給を受けようとする者（以下「受給希望者」という。）は、本給付金の申請前に、市長に対し、本給付金に関する相談（以下「事前相談」という。）の申込みを行うものとする。

2 前項に規定する事前相談は、次に掲げる事項に留意し、本給付金の支給に関し、必要な事項の確認を行うものとする。

受給希望者の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、学士等の学位を取得することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ修学対象とするなど、修学の必要性について十分把握すること。

（対象課程の指定申請）

第 8 条 受給希望者は、自らが修学しようとする課程について、「さいたま市ひとり親家庭学士等取得支援事業修学課程指定申請書（様式第 1 号）（以下「修学課程指定申請書」という。）」を修学開始日以前に市長に提出し、対象課程の指定を受けなければならない。

ただし、指定を受けていない者のうち、修学開始前に修学課程指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、修学した課程が適職に就く観点から適当と認められる場合は、修学開始日以後の提出でも差し支えないものとする。

なお、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに対象課程に入学した者については、修学課程指定申請書を令和 9 年 3 月 31 日までに提出することとする。

2 申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 受給希望者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- (2) 受給希望者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し
- (3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（対象課程の指定）

第 9 条 市長は、修学課程指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、修学課程の指定の可否の決定をする。

2 市長は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を受給希望者に通知しなければならない。なお、受給希望者に修学課程の指定を行った場合には、「さいたま市ひとり親家庭学士等取得支援事業修学課程指定通知書（様式第 2 号）（以下「修学課程指定通知書」という。）」により通知する。

（受給要件の審査及び支援）

第 10 条 受給要件の審査にあたっては、必要に応じて、有識者や就労関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して判定する。

2 受給要件の審査にあたっては、以下の事項に留意する。

- (1) 本給付金は、原則として、過去に本給付金を受給した者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認する。
- (2) 過去に雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による教育訓練給付金を受給した者、自立支援教育訓練給付金を受給した者、高等職業訓練促進給付金を受給した者、求職者支援制

度による職業訓練受講給付金を受給した者等についても、こうした他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が適職への就職に真に結びつくと思われる場合は、支給する。

- (3) 受給希望者が希望する課程の修学開始日現在において教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお、確認が必要な場合等には、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認する。
- (4) 対象とする課程の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする課程が、受給希望者が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行う。また、必要に応じて課程の変更を助言するなどの確な支援を行う。
- (5) 受給希望者が、過去に学士等の学位の取得に必要な単位を取得している場合には、編入や単位認定が可能となる場合もあることから、必要最小限の単位の取得となるように助言するなど適切な支援を行う。

(支給申請)

第11条 受給希望者は、修学課程の年次が修了した後に、市長に対して、「さいたま市ひとり親家庭学士等取得支援支給申請書（様式第3号）（以下「支給申請書」という。）」を提出しなければならない。

2 本給付金の支給は年次ごととし、支給申請は、各年次の終了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

3 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 受給希望者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- (2) 受給希望者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し
- (3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

(4) 修学課程指定通知書

(5) 大学の長が、その大学の規則に基づいて、受給希望者の課程の修了を認定する卒業証明書若しくは課程の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する成績証明書及び学年が確認できる在学証明書

(6) 大学の長が、受給希望者本人が修学のために支払った入学金及び授業料について発行した領収書（受給希望者がクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の受給希望者用控に大学が必要事項を付記したものを含む。）で、次に掲げる事項の記載があるものの写し（なお、記載事項について訂正のある場合、大学の長の訂正印のないものは無効とする。）

ア 大学の名称

イ 受給希望者（支払者）氏名

ウ 対象課程名

エ 領収額（又はクレジット契約額）及びその内訳（入学金と授業料のそれぞれの額）

オ 領収日（又はクレジット契約日）

カ 領収印

(7) 振込先が分かるものの写し

（2回目以降の申請で、振込先に変更がない場合はこれを省略することができる。）

(8) その他市長が必要と認める書類

(支給決定)

第12条 市長は、支給申請を受けた場合、受給希望者が受給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

2 受給希望者が、修学課程の指定後、大学の入学を取りやめた場合や修学課程の途中でやめた場合、受給要件を欠くこととなった場合は支給対象外とする。

3 市長は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を申請者に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、「さいたま市ひとり親家庭学士等取得支援事業 支給決定通知書(様式第4号)」により通知することとし、支給の決定を行わない場合には、「さいたま市ひとり親家庭学士等取得支援事業 不支給決定通知書(様式第5号)」により通知するものとする。

(支給額の算定)

第13条 本給付金の支給額は、支給対象者が対象課程の修学のために本人が支払った費用(以下「修学経費」という。)に基づき算定する。

2 修学経費の対象は、大学の長が証明する大学に対して支払われた経費とし、以下のとおりとする。

(1) 入学料(対象課程の修学の開始に際し、当該大学に納付する入学金)

(2) 授業料(修学に際して支払った受講費、教科書代及び教材費)

(3) 上記経費に係る消費税

3 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

4 入学料及び授業料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、受給希望者が支払った費用として大学の長が証明する額を対象とする。

5 クレジットカードの利用等クレジットが会社を介して支払う契約を行う場合のクレジット会社に対する分割払い手数料(金利)は、修学経費に該当しない。

6 本給付金の支給を受けようとする者が、支給申請時点で大学に対して未納となっている入学料又は授業料は対象とならない。

(支払)

第14条 市長は、支給決定の通知を行った場合、申請者へ速やかに支払処理をしなければならない。

(返還)

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けたものがあるときは、支給額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年8月1日から施行し、令和8年4月1日より適用する。